

グリーンファイナンスサポーターズ制度
ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、グリーンファイナンスでの資金調達促進を図るため、グリーンファイナンスサポーターズ制度の登録支援者のうち特に認めた者が使用するグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第 2 条 ロゴマークの仕様は、別に掲げるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権限は環境大臣に帰属し、ロゴマークの使用承認及び管理に係る事務は環境経済課長が行う。

(申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、必要な事項を記載した「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」(別紙 1)を使用開始予定日の 1 週間前(土・日曜日及び祝祭日を除く。)までに環境経済課長に提出し、承認を得るものとする。ただし、国の行政機関による使用においては、使用目的が次項の各号のいずれにも該当せず、本使用規程を遵守する限り、本項及び第 7 条第 1 項に定める書類の提出は免除とする。

2 前項の「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」の提出があった場合は、使用目的が次の各号のいずれにも該当しない限り、環境経済課長は使用を認めるものとする。

一 国民の利益を害するおそれがある場合

- 二 営利を主たる目的とする場合
 - 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
 - 五 法令または公序良俗に反するおそれがある場合
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境経済課長が不適切と認めた場合
- 3 前項により使用を認めた場合、環境経済課長は、遅滞なく「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用承認書」(別紙2)とともにロゴマークの電子媒体をメール等により送付するものとする。

(遵守事項)

- 第5条 前条に基づき使用を認められ、ロゴマークを使用する者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 環境経済課長に届け出た目的のみに使用すること
 - 二 別に定める最新の「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」に基づき、ロゴマークを正しく使用すること

(使用期限)

- 第6条 使用者は、使用が承認された日よりロゴマークの使用を可能とする。ただし、グリーンファイナンスサポーターズ制度の登録支援者向けのロゴマークを使用できる期間は、グリーンファイナンスサポーターズ制度の登録支援者である期間とする。
- 2 令和8年度より以前にロゴマークの使用の承認を受けた場合、登録支援者である限り、その承認は有効なものとし、みなす。

(使用目的等の変更)

- 第7条 使用者が、環境経済課長により認められた使用目的を変更する場合は、変更する日の1週間前(土・日曜日及び祝祭日を除く。)までに必要事項を記載した「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更申請書」(別紙3)を環境経済課長に提出するものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更申請書」について準用する。

- 3 1項に規定する「グリーンファイナンスサポーターズ制度
ロゴマーク使用変更申請書」の提出により、変更を認めた場合、
環境経済課長は「グリーンファイナンスサポーターズ制度
ロゴマーク使用変更承認書」（別紙4）をメール等により使用
者に送付するものとする。

（使用の管理等）

第8条 環境経済課長は、使用者に対して、ロゴマークの使用状
況について報告を求め、またはロゴマークを使用した資料や
物品等の提出を求めることができる。

（使用の差し止め）

第9条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当す
ると認められる場合、環境経済課長はロゴマークの使用を差
し止めることができる。この場合、環境経済課長は使用者に対
して、ロゴマークの使用差し止めを書面により通知するもの
とする。

- 一 この規程に違反して使用した場合
- 二 第4条または第7条に基づき提出された「グリーンファイ
ナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書」、「グリ
ーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更
申請書」に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、環境経済課長が不適切と認め
た場合

2 前項の通知を受けた使用者は、直ちにロゴマークの使用を停
止し、インターネット上のホームページ等において使用してい
る場合は当該ロゴマークの表示等を削除しなければならない。

（使用料）

第10条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（事故・苦情等への対応）

第11条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関して事故・
苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な
措置を講じるものとする。また、環境省は、ロゴマークの使用
により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

（規程の改定）

第12条 この規程は事前の通知なく、必要に応じて改定される

場合がある。

- 2 環境経済課長は、規程を変更した場合、必要に応じ、使用者を含む関係者に対しその旨を通知するものとする。通知を受けた使用者は、最新の使用規程を遵守するものとする。

(事務の委任)

第13条 環境経済課長はロゴマークの付与及び管理に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託することができる。

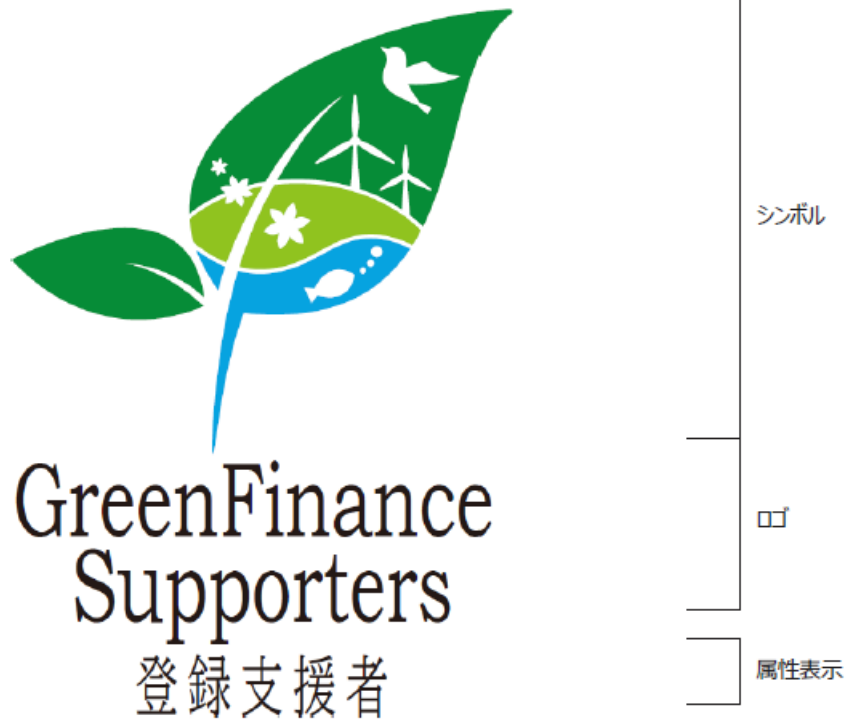
- 2 第4条から第9条まで及び第12条第2項の規定は、前項の規定に基づき環境経済課長から事務の委託を受けた者について準用する。この場合において「環境経済課長」とあるのは「環境経済課長から事務の委託を受けた者」と読み替えるものとする。

(附則)

この規程は、令和8年4月21日から施行する。

(別 掲)

■ ロゴマークの構造



■ ロゴマークの運用別再現方法の原則

1-「グリーンファイナンスサ
ポーターズ制度の登録支援
者」向け



2-「1以外の使用者」向け



(別紙1)

令和 年 月 日

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請書

環境省大臣官房環境経済課長 殿

使用を申請する者の名称

住所

代表者の役職・氏名

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用に当たっては「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用規程」および「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」を遵守します。

記

使用開始希望日	令和 年 月 日 ~
使用の目的	
使用の方法 (具体的に記すこと)	

以上

(別紙2)

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

△△△△ 殿

環境省大臣官房環境経済課長
(公 印 省 略)

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用承認書

令和 年 月 日付け文書をもって申請のあったグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用申請について、グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマークを使用することは、差し支えありません。

ロゴマークの電子媒体をお渡ししますので、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現してご使用くださいますよう、お願いします。

以 上

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更申請書

環境省大臣官房環境経済課長 殿

変更申請を行う者の名称

住所

代表者の役職・氏名

令和 年 月 日付け文書番号をもって承認を受けたグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、変更後も、使用に当たっては「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用規程」および「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」を遵守します。

記

事情変更の内容		
変更事項	変更前	変更後

特記事項		

以上

(別紙4)

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

△△△△ 殿

環境省大臣官房環境経済課長
(公 印 省 略)

グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更承認書

令和 年 月 日付け文書をもって申請のあったグリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク使用変更申請について、グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマークを使用することは、差し支えありません。

引き続き、「グリーンファイナンスサポーターズ制度 ロゴマーク 運用規定」に従い、適切にご使用くださいますよう、お願いします。

以 上